

要領第5条による読替え文

(Web会議環境の利用による出席)

第2条 会長が必要と認めるときは、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者（以下「関係者」という。）は、Web会議環境を利用して会議に出席することができる。

(Web会議環境の利用環境)

第3条 Web会議環境を利用する関係者は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

2 Web会議環境を利用する関係者は、当該環境に接続する機器について、一の会議を通じて適正に映像及び音声を送受信するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。